

外来を受診される患者さんへ

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。

この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

《手順》

1



マイナンバーカードを顔認証または暗証番号を入力し認証させてください。

富士通Japan株式会社

2

特定健診情報、薬剤情報、その他必要な診療情報に同意する・しないを選択して下さい。
※お会計が変わります。下記参照

3

同意するにした場合、電子カルテにて情報を利用することが可能となります。

● マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。

- ▶ 健康保険証の資格の有無
- ▶ 高額療養費制度の負担区分
- ▶ 他院での投薬履歴
- ▶ 特定健診情報

■ 認証端末で患者さんの同意をいただいた場合

☆当院で②の閲覧が可能になり、診療に活用できます。

■ 利用について同意が頂けない場合

☆お手数ですが別紙問診票にご記入をお願いいたします。

	マイナンバーカードによる受診を行わない場合	マイナンバーカードによる受診を行った場合
初診	6点	2点
再診	2点	-